

JR グループの精神障害者割引の導入について

令和7年4月1日から JR グループにおいて、精神障害保健福祉手帳（以下「手帳」という。）をお持ちの方に料金割引が下記のとおり導入されます。

割引を受けるには、手帳に旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の区分（以下「減額区分」という。）の記載と写真の貼付が必要となります。

減額区分は、今後、茨城県より発行される手帳に記載されますが、減額区分の記載がない手帳をお持ちの方が、JR グループの運賃割引を受けるには、市の窓口でお持ちの手帳に減額区分を記載する手続きが必要となります。

また、写真が貼付されていない手帳をお持ちの方が、JR グループの運賃割引を受けるには、市の窓口で写真貼付による手帳の再発行手続きが必要となります。再発行には、2～3か月の期間がかかりますので、お早めに申請してください。

なお、有効期限が切れた手帳では、JR グループの運賃割引を受けられませんので御注意ください。

記

1 精神障害者割引制度の概要

(1) 介護者の方と一緒にご利用になる場合

①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

②割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割

(2) 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第1種精神障害者の方 ・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

【問合せ先】 水戸市障害福祉課給付係
電話 029 - 232 - 9173